平成２２年（フ）第８０４３号
神奈川県横浜市港北区篠原北２丁目６―38
債務者　都倉　　亮
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　健太
4　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８９号
神戸市灘区桜ケ丘町11番１―903号
債務者　マリーゴールドこと　辻　　郁子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　破産債権の届出期間　平成22年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２号
兵庫県姫路市白浜町丙484番地53ハーモニー三幸１―302、従前の住所兵庫県多可郡多可町中区鍛冶屋571番地
債務者　遠藤　英六
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月５日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２４７号
兵庫県姫路市砥堀976番地４　砥堀第２コーポラス301号
債務者　福本眞季子（旧姓炭谷）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成22年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５４号
奈良県大和高田市礒野北町11番20号、前住所奈良県大和高田市大字東中99番地の３
債務者　前畑　義広
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
北海道旭川市旭町２条１丁目31番地の139旭町ハイツ209
債務者　室　　俊行
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７８号
青森県八戸市大字河原木字売場31番地３
債務者　堀内　助泰
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０５２号
愛知県半田市新栄町20番地
債務者　古屋　千沙（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１０号
茨城県つくば市山中495番地18
債務者　井澤　紀人
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第８１号
青森県八戸市大字鮫町字二見町35番地、前住所青森県八戸市是川３丁目１番地１
債務者　深川　詳子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
奈良県北葛城郡王寺町本町１丁目３番74―209号
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
奈良県御所市大字三室575番地の１
債務者　北橋　博美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
奈良県葛城市八川136番地３　成幸ハイツ305号
債務者　渡辺千代美（旧姓槙原）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地22―103
債務者　覺野　隆洋
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
北海道寿都郡黒松内町字熱郛原野105番地
債務者　和田　一男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
函館地方裁判所